



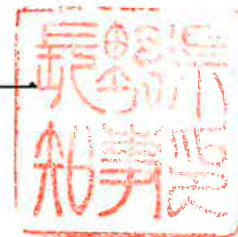
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市上柴町東7-2-1
氏 名 GATE株式会社
代表取締役 中山 俊彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和3年5月26日

許可の有効年月日 令和8年5月25日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	○	—	—	—
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	○	—	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	○	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	○	—	—
がれき類	—	○	—	—	—

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

- 3 許可の条件
なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

- 令和3年5月26日 新規許可
- 令和3年12月24日 変更許可

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに「水銀使用製品産業廃棄物」の取扱いを追加

- 令和4年2月25日 書換え

汚泥に「石綿含有産業廃棄物」の取扱いを追加

- 5 県内の政令市における積替え許可の有無

有 ・ (無)

市名 該当なし

許可番号 該当なし

- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

